

○保育料徴収基準額表(保育認定(3号認定))

階層区分				月額保育料			
				保育標準時間		保育短時間	
				月曜日から 金曜日	月曜日から 土曜日	月曜日から 金曜日	月曜日から 土曜日
第1階層	生活保護世帯			0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額 が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円
			上記以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額 が次の区分に該当する世帯	市町村民税均等割課税世帯であって所得割課 税額48,600円未満	ひとり親世帯等	7,200円	9,000円	6,800円	8,500円
			上記以外の世帯	14,400円	18,000円	13,600円	17,000円
第4階層		所得割課税額48,600円以上77,101円未満のひとり親世帯等		7,200円	9,000円	7,200円	9,000円
		所得割課税額48,600円以上97,000円未満		17,600円	22,000円	16,800円	21,000円
第5階層		所得割課税額97,000円以上169,000円未満		22,400円	28,000円	21,600円	27,000円
第6階層		所得割課税額169,000円以上301,000円未満		25,600円	32,000円	24,800円	31,000円
第7階層		所得割課税額301,000円以上397,000円未満		29,600円	37,000円	28,800円	36,000円
第8階層		所得割課税額397,000円以上		31,200円	39,000円	30,400円	38,000円

○給食費

認定区分	月額給食費	
	平日のみ(月から金曜日)	平日及び土曜日
1号認定	4,200円	—
2号認定	4,200円	5,250円